

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人北海道教育大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人の主要事業は教育・研究事業である。当該法人の役員報酬は、法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額や国の委員、顧問等の手当額を踏まえて決定しているが、役員報酬水準を検討するにあたって、国家公務員の改定状況や事務次官の年間報酬額(22,490千円)等を参考とした。

② 平成27年度における役員報酬についての業務反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬を構成する期末特別手当について、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果及び職務実績等を勘案し、100分の10の範囲内で増額し、又は減額する。

③ 役員報酬基準の内容及び平成27年度における改定内容

法人の長

役員給与規則により、月額は、本給(965,000円(現給保障対象の場合 984,000円))に地域手当(28,950円(現給保障対象の場合 29,520円))、単身赴任手当(32,000円)、及び寒冷地手当(11月～翌年3月23,360円)を加算している。期末特別手当は、本給月額及び地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額及び本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月期は100分の147.5、12月期は100分の167.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。なお、平成27年度は、給与法指定職の改定に準拠した本給月額の平均2%引き下げ(現給保障あり)、本給月額のベースアップ(一律1,000円加算)及び期末特別手当支給率の引き上げ(年間0.05月分)を実施した。

理事

役員給与規則により、月額は、本給(761,000円(現給保障対象の場合 776,000円))に地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当を加算している。期末特別手当は、本給月額及び地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額及び本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月期は100分の147.5、12月期は100分の167.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。なお、平成27年度は、給与法指定職の改定に準拠した本給月額の平均2%引き下げ(現給保障あり)、本給月額のベースアップ(一律1,000円加算)及び期末特別手当支給率の引き上げ(年間0.05月分)を実施した。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

役員給与規則により、月額は、本給(706,000円)に地域手当、通勤手当及び寒冷地手当を加算している。期末特別手当は、本給月額及び地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額及び本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月期は100分の147.5、12月期は100分の167.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。なお、平成27年度は、給与法指定職の改定に準拠した本給月額のベースアップ(一律1,000円加算)及び期末特別手当支給率の引き上げ(年間0.05月分)を実施した。

監事(非常勤)

役員給与規則により、月額は、本給(706,000円)に勤務日数に応じた割合を乗じて得た額に通勤手当を加算している。平成27年度は、本給月額のベースアップ(本給月額に一律1,000円加算)を実施した。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成27年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の 長A	千円 8,429	千円 5,904	千円 2,156	千円 177 (地域手当) 192 (単身赴任手当) 0 (寒冷地手当)		9月30日	
法人の 長B	千円 8,674	千円 5,790	千円 2,401	千円 173 (地域手当) 192 (単身赴任手当) 116 (寒冷地手当)	10月1日		
A理事	千円 13,390	千円 9,312	千円 3,632	千円 279 (地域手当) 50 (通勤手当) 116 (寒冷地手当)			
B理事	千円 6,731	千円 4,656	千円 1,700	千円 139 (地域手当) 42 (通勤手当) 192 (単身赴任手当)		9月30日	
C理事	千円 4,156	千円 2,328	千円 1,700	千円 69 (地域手当) 57 (通勤手当)		6月30日	
D理事	千円 14,142	千円 9,312	千円 3,632	千円 279 (地域手当) 85 (通勤手当) 768 (単身赴任手当) 65 (寒冷地手当)			◇
E理事	千円 2,465	千円 2,280	千円 0	千円 68 (地域手当) 21 (通勤手当) 96 (単身赴任手当)	7月1日	9月30日	
F理事	千円 6,962	千円 4,580	千円 1,894	千円 136 (地域手当) 42 (通勤手当) 192 (単身赴任手当) 116 (寒冷地手当)	10月1日		
G理事	千円 5,336	千円 4,566	千円 568	千円 136 (地域手当) 65 (寒冷地手当)	10月1日		※
A監事	千円 11,459	千円 8,472	千円 2,221	千円 254 (地域手当) 395 (通勤手当) 116 (寒冷地手当)			
B監事 (非常勤)	千円 5,196	千円 5,076	千円 0	千円 120 (通勤手当)			

- 注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。
注2:「地域手当」は、国会公務員の取り扱いに準じ、民間賃金が高い地域として指定されている札幌市に在勤する役員に対し支給しているものである。
注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

北海道教育大学は、教育理念である「先進の人間教育」、「行動する教養」、及び「高い志の涵養」に基づき、学長のリーダーシップの下で、従前の4課程（「教員養成課程」「人間地域科学課程」「芸術課程」「スポーツ教育課程」）を改変し、平成26年度から「教員養成課程」「国際地域学科」「芸術・スポーツ文化学科」の1課程2学科を開設する大学となり、改変に伴う様々な課題等を解決してきた。
 そうした中で、北海道教育大学の学長は、常勤教職員832名（平成28年3月1日現在）の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。
 学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬27,916千円と比較した場合、水準以下であり、また、事務次官の年間給与額22,491千円と比べてもそれ以下となっている。
 また、他の教員養成系単科大学の長の報酬水準と同水準となっている。
 こうした職務内容の特性や他の教員養成系単科大学との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬27,916千円と比較した場合、水準以下である。
 また、他の教員養成系単科大学の理事の報酬水準と同水準となっており、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

監事の年間報酬額は、同じ地域内の国立大学法人の監事の報酬水準と同水準となっており、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

非常勤監事の年間報酬額は、同じ地域内の国立大学法人の非常勤監事の報酬水準と同水準となっており、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員退職手当の支給状況(平成27年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長A	千円 12,948 (52,579)	年 11 (39)	月 6 (0) H27.9.30	1.0	
理事C	千円 3,710 (42,213)	年 3 (46)	月 11 (3) H27.6.30	1.0	
監事	千円 該当者なし	年 月			

注1:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注2:法人の長Aについては、役員在職期間(3年5月は理事、8年1月は法人の長)を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の前職期間として算出した金額を記載した。

注3:理事Cについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の前職期間として算出した金額を記載した。

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の 長A	<p>本学の教育理念及び目標実現のため、教育改革、組織改革、社会貢献の推進等の取組が学長のリーダーシップのもと行われてきた。</p> <p>そうしたなかで、学長は法人の代表として、その職務を総理するとともに、公務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者としての職務を担ってきた。</p> <p>学長の業績勘案率は、これらの業務実績と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、増減なしと決定した。</p>
理事C	<p>当該理事は、H23.8.27～H25.9.30は教育・学生支援、H25.10.1～H27.6.30は地域貢献・学生支援を担当し、在職期間中の業務運営等に関する評価について総合的に勘案した上で、増減なしと決定した。</p>
監事	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

期末特別手当について、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果及び職務実績等を勘案し、100分の10の範囲内で増額し、又は減額しており、今後も継続する。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、平成27年度職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(企業規模500人以上)・職種別平均支給額を参考にした。

- (1) 国立大学法人北海道大学は、同じ地域にある国立大学法人であり、事務・技術職員及び大学教員の年間給与額については、本法人と比較して同等である。
- (2) 平成27年度において、国家公務員の平均給与月額が416,455円となっている。
- (3) 職種別民間給与実態調査において、事務・技術関係職種の大学卒の4月の平均支給額は537,701円、教育職は579,663円となっている。

また、限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、事務組織の合理化・簡素化を図り、人件費の削減に努めている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあつては、以下のとおり、業務評価又は勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇給)	5段階の昇給区分(号俸数)により、昇給日(1月1日)前1年間の勤務成績に応じて昇給することができる。
俸給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者が従事する職務に応じて、上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給することができる。

③ 給与制度の内容及び平成27年度における主な改定内容

国立大学法人北海道教育大学職員給与規則に則り、俸給及び諸手当(俸給の調整額、俸給の特別調整額、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当)としている。

期末手当については、期末手当基準額(俸給等+扶養手当+地域手当及び広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額(俸給等+地域手当及び広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に諸手当に関する事務取扱要項に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、平成27年度では、以下内容の改正が行われた。

【職員について】

①俸給表の平均2%引下げ(現給保障あり)及び平均0.4%のベースアップ、②初任給調整手当について、採用後の期間に応じて一律200円増額、③広域異動手当について、距離区分300Km以上は6%から8%に、60Km以上300Km未満は3%から4%にそれぞれ引上げ、④単身赴任手当について、基礎額を23,000円から26,000円に引上げ、加算額を距離区分に応じて1,000円から3,000円増額、1,500Km以上の区分を新設、⑤管理職員特別勤務手当について、平日深夜に勤務した場合に3,000円から6,000円の範囲内の額支給、⑥勤勉手当の支給率について、0.10月の引き上げを実施した。

【役員について】

①本給表について、国家公務員指定職の改正内容に準じて改正、②期末特別手当の支給率について、0.10月の引き上げを実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成27年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	うち賞与
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	659	46.3	7,313	5,379	79	1,934
事務・技術	174	41.3	5,658	4,247	77	1,411
教育職種 (大学教員)	339	51.6	8,537	6,196	91	2,341
技能・労務職種	1					
教育職種 (附属高校教員)	21	43	6,859	5,123	34	1,736
教育職種 (附属義務教育学校教員)	120	39.2	6,414	4,813	57	1,601
その他医療職種 (看護師)	4	50.5	5,462	4,031	55	1,431

注1:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、守衛等の業務を行う職種を示すが、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注3:「教育職員(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注5:在外職員については、該当者がいないため表を省略した。

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	32	44	5,821	5,821	86	0
教育職種 (大学教員)	1					
教育職種 (外国人教師等)	6	43	6,391	6,391	18	0
教育職種 (年俸制適用大学教員)	19	44.7	5,693	5,693	120	0
特任研究員	2					
特任センター員	1					
外国人プログラムアドバイザー	3	44.2	6,317	6,317	17	0

注1:「特任研究員」とは、競争的外部資金の提供を受ける公募型の研究開発事業又はプロジェクトを円滑に実施するため研究員として雇用される者、「特任センター員」とは、本学教員養成開発連携センターにおけるプロジェクトを実施する者、外国人プログラムアドバイザーとは、国際交流に関わる業務及びプログラムの計画と管理等を行う者をそれぞれいう。

注2:任期付の年俸制職員を含む。

注3:「教育職員(大学教員)」、「特任研究員」及び「特任センター員」は、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	63.8	4,342	3,698	105	644
事務・技術	6	64	4,419	3,770	123	649
その他医療職種 (看護師)	1					

注:「その他医療職種(看護師)」については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	40.3	3,078	2,311	70	767
事務・技術	3	39.2	3,171	2,384	85	787
技能・労務職種	1					

注:「技能・労務職員」については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

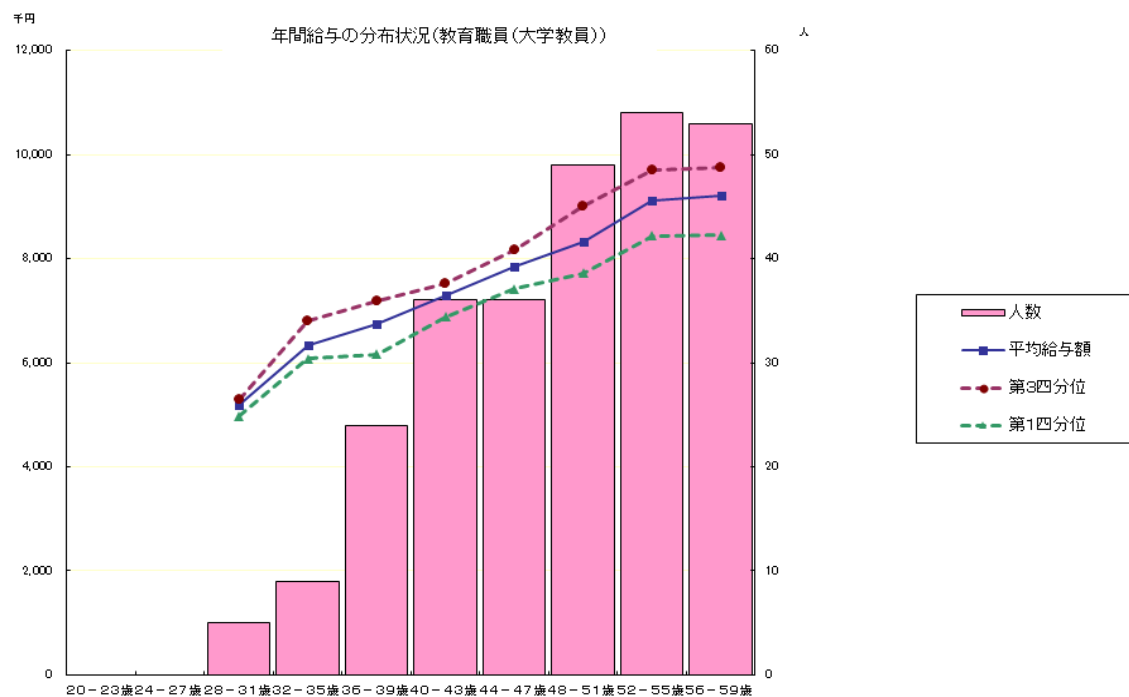
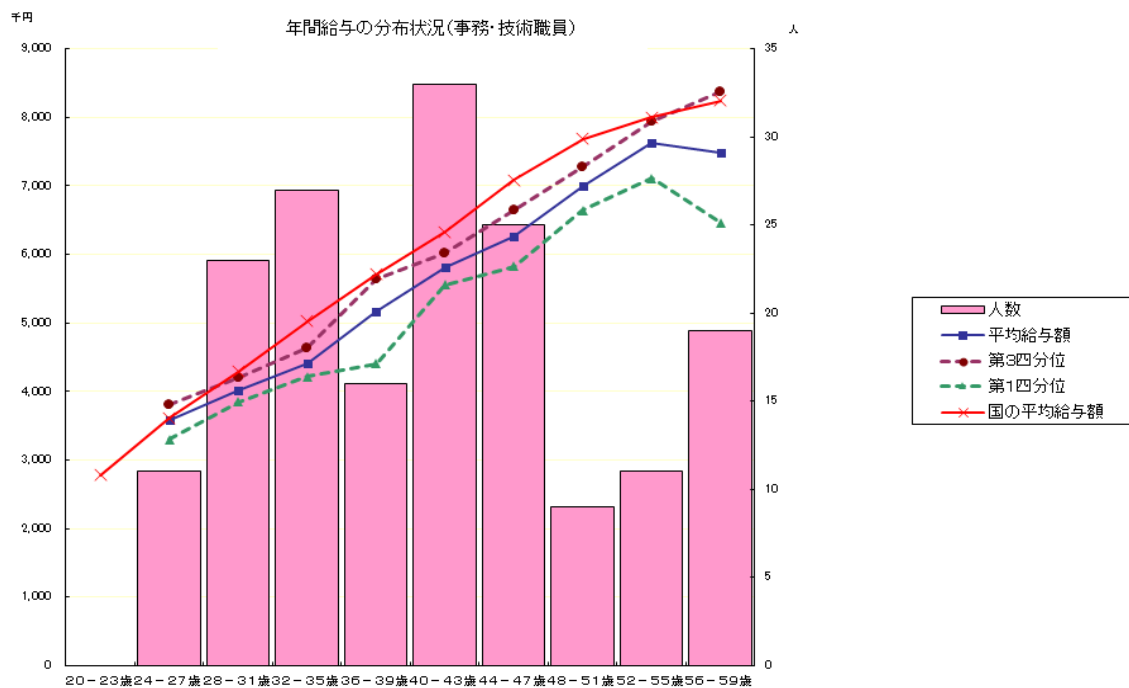
[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成27年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 3	歳 62.5	千円 4,885	千円 4,885	千円 85	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 3	歳 62.5	千円 4,885	千円 4,885	千円 85	千円 0

注1:年俸制適用者については、本学では常勤職員として取り扱っているが、年俸制非適用の常勤職員とは給与基準が異なる。

注2:年俸制適用者のうち、任期のある者については、任期付職員に含む。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	(最高～最低)	
	人	歳	千円	千円	
代表的職位					
部長	2				
課長	18	53.8	8,131	9,488	6,863
副課長	14	51.3	7,142	8,096	6,690
係長	72	44.4	5,869	7,823	4,861
主任	16	36.1	4,760	6,208	4,012
係員	52	30.9	4,003	4,919	3,199

注:部長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額については記載していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	(最高～最低)	
	人	歳	千円	千円	
代表的職位					
教授	166	57.3	9,480	11,552	7,842
准教授	148	47.6	7,645	9,100	5,156
講師	25	38.2	6,335	7,887	4,906

④ 賞与(平成27年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62	% 61.7	% 61.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38	% 38.3	% 38.2
	最高～最低	% 47.3～35.6	% 49.9～35.5	% 48.7～35.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 61.4	% 61.6	% 61.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.6	% 38.4	% 38.5
	最高～最低	% 45.1～34.7	% 44.6～34.8	% 43.1～35.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 59.3	% 58.5	% 58.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.7	% 41.5	% 41.1
	最高～最低	% 44.7～36.5	% 44.6～36.9	% 44.4～36.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 62	% 61.9	% 62
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38	% 38.1	% 38
	最高～最低	% 45.1～35.2	% 44.6～35.6	% 44.8～35.4

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 90.0 ・年齢・地域勘案 98.0 ・年齢・学歴勘案 90.0 ・年齢・地域・学歴勘案 97.8 (参考) 対他法人 101.7
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 67.1% (国からの財政支出額 7,544百万円, 支出予算の総額 11,249百万円:平成27年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成26年度決算)</p> <p>(文部科学大臣の検証結果)</p> <p>給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	引き続き給与水準が適切なものとなるよう努める。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標【90.7】

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比較率を基礎に、平成27年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

(なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

4 モデル給与

【事務・技術職員】

- 22歳(大卒初任給, 独身)
月額 176,700円 年間給与 2,851,937円
- 35歳(係長, 配偶者・子1人)
月額 306,425円 年間給与 4,972,519円
- 45歳(副課長, 配偶者・子2人)
月額 388,722円 年間給与 6,305,625円

【教育職員(大学教員)】

- 24歳(助教 修士修了初任給, 独身)
月額 237,000円 年間給与 3,825,180円
- 35歳(准教授, 配偶者・子1人)
月額 418,180円 年間給与 6,881,783円
- 45歳(教授, 配偶者・子2人)
月額 501,301円 年間給与 8,189,728円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

業務評価又は勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮して、昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっているが、評価・評定方法の改善等、継続的に検討している。

III 総人件費について

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,699,109	千円 5,751,484	千円 5,480,393	千円 5,483,124	千円 6,030,130	千円 6,086,466
退職手当支給額 (B)	千円 606,033	千円 797,689	千円 672,120	千円 344,014	千円 680,491	千円 528,589
非常勤役員等給与 (C)	千円 562,942	千円 542,861	千円 583,058	千円 583,966	千円 617,359	千円 621,893
福利厚生費 (D)	千円 737,428	千円 782,205	千円 764,037	千円 801,056	千円 909,040	千円 949,510
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 7,605,512	千円 7,874,239	千円 7,499,608	千円 7,212,160	千円 8,237,020	千円 8,186,458

注: 中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

総人件費について参考となる事項

- ①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減について
給与、報酬等支給総額について、前年度との比較では、給与法改正に伴うベースアップ等の影響により、前年度と比較して0.9%の増となった。
- ②退職手当支給額の増減について
前年度との比較では、役員の退職者(2名)及び定年退職者総数の減(26年度26人、27年度15人)等により、全体で22.3%減となっている。

IV その他

特になし